

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十八年三月三十一日

奈良県教育委員会教育長 吉田育弘

奈良県教育委員会規則第六号

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則の一部を改正する規則

奈良県教育委員会事務局職員の職の設置に関する規則（昭和三十一年十一月奈良県教育委員会規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項中第二十二号から第二十四号までを削り、同条第三項中「参与」の下に「又は付」を加え、同条第四項を削り、同条第五項中「前四項」を「前三項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第六項中「前五項」を「前各項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第七項中「前六項」を「前各項」に改め、同項を同条第六項とする。

第六条を次のように改める。

第六条 削除

「第九条を次のように改める。

第九条 削除

附 則

この規則は、平成二十八年四月一日から施行する。